

第3次男女共同参画基本計画策定に向けて
(中間整理)

平成22年4月
男女共同参画会議
基本問題・計画専門調査会

目 次

第1部 基本的考え方	1
第2部 重点分野	6
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	6
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	11
第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画	15
第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	18
第5分野 男女の仕事と生活の調和	24
第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	27
第7分野 高齢者、障害者、外国人など様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備	30
第8分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶	35
第9分野 生涯を通じた女性の健康支援	42
第10分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	46
第11分野 科学技術・学術分野における男女共同参画	49
第12分野 メディアにおける男女共同参画の推進	52
第13分野 地域における男女共同参画の推進	55
第14分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	59
第3部 推進体制	63
資料1 男女共同参画基本計画(第2次)における数値目標のフォローアップ	67
資料2 参考図表(関連データ)	70

第3次男女共同参画基本計画の策定スケジュール

1. 男女共同参画基本計画の位置付け

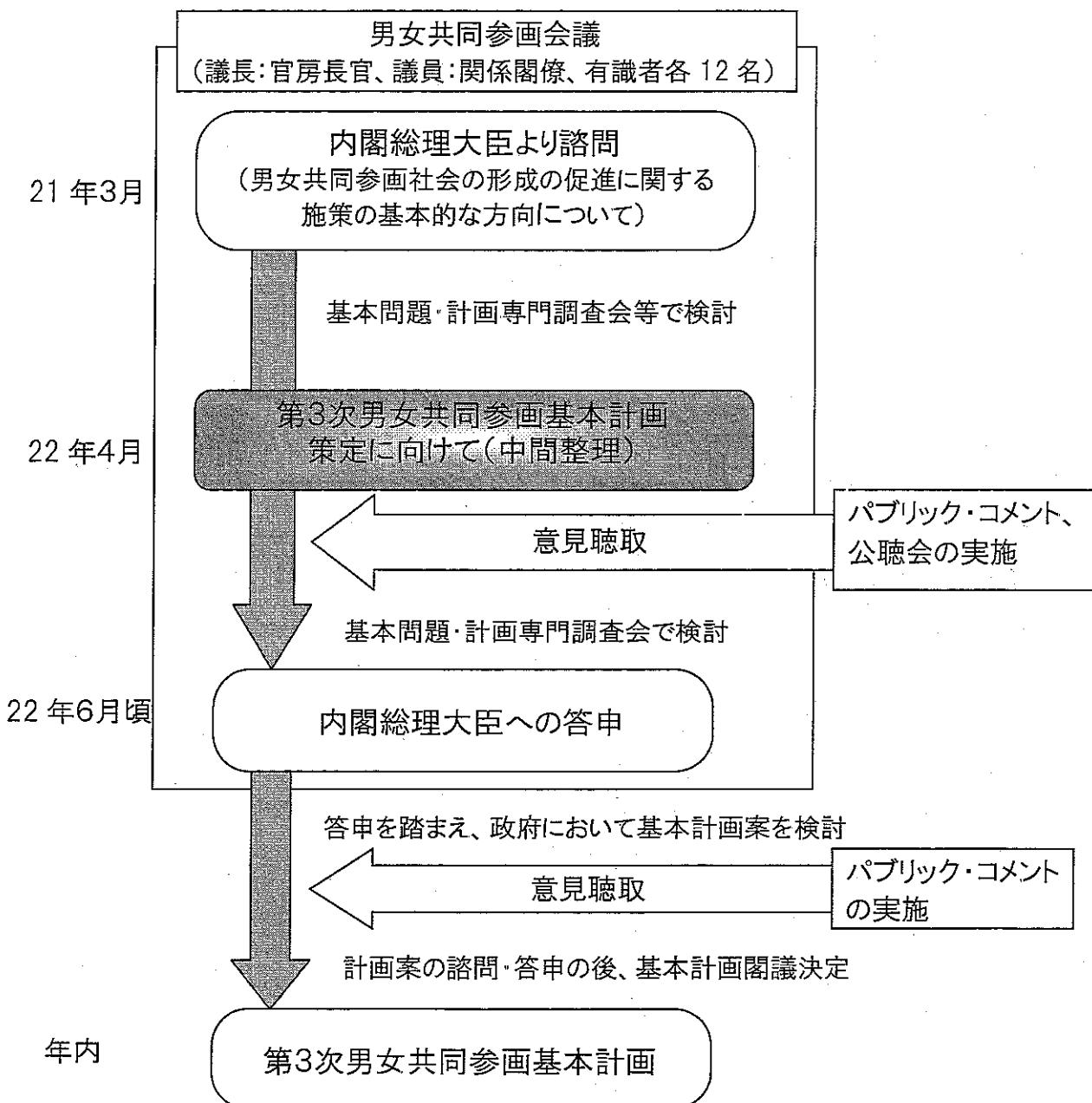
- 男女共同参画社会基本法に基づく法定計画

第1次男女共同参画基本計画 平成 12 年 12 月 12 日 閣議決定

第2次男女共同参画基本計画 平成 17 年 12 月 27 日 閣議決定

第3次男女共同参画基本計画 平成 22 年内に閣議決定を予定

2. スケジュール



参考2

第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)のポイント (男女共同参画会議 基本問題・計画専門調査会まとめ)

＜今後の主なスケジュール(案)＞

- 4月 15日 男女共同参画会議(専門調査会からの「中間整理」報告) → 会議後、中間整理公表
4月 16日以降 パブリックコメント、公聴会(4/20～5/11)の実施
5月下旬～6月上旬 基本問題・計画専門調査会(2回程度「予定」)
6月中旬〆 男女共同参画会議(「基本的な方向」について答申)
その後、年内に「男女共同参画基本計画」を閣議決定

【男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省】

- 固定的な性別役割分担意識が未だ根強い。 ⇒ 特に男性に着目した意識改革を進める
- 男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたこと ⇒ 男性や専業主婦も含め、すべての人にとって男女共同参画はなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革が不十分 ⇒ 自分の問題と感じてもらえるよう、身近な男女共同参画を進める政治や企業のトップの強力なリーダーシップにより制度改革や実行を図る
- 制度が整備されても、M字カーブの解消や、長時間労働の抑制などの成果にはつながっていない ⇒ 雇用問題やワーク・ライフ・バランス、意識改革への取組を強化する
- 最近の経済・雇用情勢の急激な悪化によって、様々な困難を抱える人々が増加し、高齢単身女性世帯や母子世帯層などで貧困者の割合が高い ⇒ セーフティネットを構築する

【中間整理の特徴と具体的な取組例】

1 國際的な概念や考え方を重視する

ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等の概念や考え方の重視

2 実効性あるポジティブ・アクション（積極的改善措置）を進める

「2020年30%」の達成に向けて、強力なりーターシップの下、取組を加速するための実効性あるポジティブ・アクションを進める。

- ポジティブ・アクションの積極的な推進 クオータ制、公共調達や税制等におけるインセンティブの付与の検討、2015年までの中間目標の設定
- 政治分野への働きかけ

3 世帯単位の制度・慣行を個人単位の制度・慣行へ移行する

強力な政治的意思の下、税制、社会保障制度、家族に関する法規などについて、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行に向けた見直しを行う。

- 税制（配偶者控除の見直し等）、社会保障制度、家族に関する法規（民法の改正等）などの検討

4 雇用問題の解決を進める セーフティネットを構築する

M字カーブを解消し、女性が当たり前に働き続け、暮らしていくことによる賃金を確保できるよう、雇用問題にしっかりと踏み込む。

貧困など様々な困難を抱える人々の自立支援、女性であることでさらに複合的な困難を抱えている人々への男女共同参画の視点に立った支援を行う。

- 同一職場労働同一賃金の実現に向けた実効性ある施策の検討
- 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」における数値目標の達成に向け、実効性のある取組を推進
- 採用や女性管理職・役員の登用について、具体的な目標設定など、実効性ある推進計画策定の働きかけ
- 母子家庭の生活の自立に向けた就業・子育て・生活支援、養育費確保のための方策の検討
- 外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供等

5 男性、子どもにとっての男女共同参画、地域における男女共同参画を進める

すべての人が男女共同参画を自分の問題としてとらえられるよう、男性への積極的なアプローチや、子どもの頃からの男女共同参画の理解促進を図る。地域における方針決定過程への女性の参画を進める。

- 男性が育儿・介護休業等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備
- 男性が経験を活かして地域活動等に参画し、生きがいのある生活を送るために支援
- 子どもの頃からの男女共同参画の促進と将来を見通した自己形成の支援
- 自治会、商工会など、地域における方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組